

## お盆期間における繁華街等での集中啓発・見回り活動等

### 1 三宮北部地区における客引き行為防止指導の見回りにあわせ、感染防止対策の徹底、路上飲み自粛要請活動を継続して実施

#### (1) 実施内容

三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りにあわせて、感染防止対策の徹底、路上飲み等の自粛を呼びかける。

特に、毎週金曜日は、人員を増強して重点的に呼びかけを実施する。

#### (2) 実施場所

三宮北部地区を2班体制で、午後6時頃から実施

- ①生田新道から山手幹線までの北エリア
- ②阪急神戸三宮駅から生田新道までの南エリア

#### (3) 実施体制

- ①毎週金曜日：7人 × 2班

※客引き行為等防止指導員に加え、地域安全課職員及び警察官も同行

- ②その他の日：2人 × 2班

### 2 県民局・県民センターによる注意喚起活動

#### (1) 実施内容

県内主要駅や繁華街、公園等において、「不要不急の外出自粛」「路上等での飲酒自粛」の徹底を呼び掛けるほか、地域貢献活動に取り組む大学生団体を通じた帰省・旅行の自粛要請、コンビニへの協力依頼（店先での飲酒禁止）等を行う。

また、庁舎での懸垂幕掲出や広報媒体（地域FM放送、公用車のホイールキャップ、道路情報板等）を活用したメッセージの発信など、各県民局・県民センターの工夫を凝らした広報活動も併せて実施する。

#### (2) 実施場所

各県民局・県民センター管内の駅、繁華街、公園等

#### (3) 実施体制

各県民局・県民センター職員等数名（随時）

※詳細については別添のとおり

## お盆期間に向けた集中啓発・見回り活動等

(本庁)

対 象	内 容
<b>繁華街</b> (企画県民部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りに合わせて、感染防止対策の徹底、路上飲み等の自粛を呼びかけ</li> </ul>
<b>県民への広報</b> (企画県民部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 旅行、帰省等の自粛を求める知事メッセージ動画による啓発 (YouTube等での配信、三宮大型ビジョン等での放映)</li> <li>■ SNSでの注意喚起</li> <li>■ JR元町駅西口掲示板等でのメッセージ掲出</li> </ul>
<b>大学・専門学校等</b> (企画県民部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 旅行、帰省、同窓会等の自粛を求める知事メッセージ動画の学生一人ひとりへのメール送信等による啓発活動を要請</li> <li>■ 県外での部活動・サークル活動の自粛、県内での活動における感染防止対策の徹底等を要請</li> </ul>
<b>福祉施設</b> (健康福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感染経路の遮断と感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請</li> <li>■ 職員等に対する日々の健康管理の徹底と不要不急の外出自粛等の徹底を要請</li> <li>■ 利用者のオンライン面会の活用や外泊・外出自粛を要請</li> </ul>
<b>商業施設</b> (産業労働部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 百貨店協会、ショッピングセンター協会、商店連合会等へ啓発メールを送信し、傘下会員への周知を依頼</li> </ul>
<b>県立学校</b> (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 8月5日に、教育長通知「夏季休業中における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を県立学校長あて発出し、児童生徒・教職員・保護者に対して、知事メッセージとともに、感染防止の取組を、各校ホームページや学校だよりなどを活用して周知</li> <li>■ 上記の県の取組を市町教育委員会に周知</li> </ul>

## お盆期間に向けた集中啓発・見回り活動等

(県民局・県民センター)

機 関	内 容
神戸県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民センター職員による街頭啓発 (8/2、10) JR 三ノ宮駅西口南側交差点において、まん延防止等重点措置開始日とお盆休み直前のタイミングで、「不要不急の外出を自粛」「飲食店等の利用は夜8時まで」「外飲みはしない」など、お盆期間においても感染防止を徹底するよう呼びかけ (17:30~18:30)</li> <li>■ ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の呼びかけ (8/12)</li> </ul>
阪神南県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民センター職員による街頭啓発 (8/6,13) 阪神尼崎駅、JR 尼崎駅周辺において、お盆期間中の「不要不急の外出自粛」、「路上等での飲酒自粛」等と呼びかけ</li> <li>■ コミュニティ FM での注意呼びかけ (8/13) FM あまがさき(尼崎市エリア)で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底と呼びかけ</li> </ul>
阪神北県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民局職員による街頭啓発 (8/6,12) JR・阪急宝塚駅前、阪急伊丹駅前において、お盆期間中の「不要不急の外出・移動の自粛」、「大人数、長時間の飲食の自粛」、「路上飲み等の自粛」など、感染防止対策の徹底と呼びかけ(17:30~)</li> </ul>
東播磨県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員による街頭啓発 JR 主要駅前などでお盆休みを控えての不要不急の外出の自粛と呼びかけ (地元県会議員と共同して実施) (8/6 17:30~18:30 加古川駅前、8/11 17:30~18:30 明石駅前または土山駅前)</li> </ul>
北播磨県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民局長から管内各市町に対し、夏休み期間を中心に若者を対象とした感染防止行動の広報を要請 (8/6)</li> <li>■ 公用車によりショッピングセンター等を巡回し、不要不急の外出の自粛と呼びかけ (8/11~13)</li> <li>■ 公用車のホイールキャップに感染症対策のメッセージを取り付けて走行 (8/11~)</li> <li>■ 庁舎におけるお盆前の帰省・旅行等の自粛と呼びかけるボードの設置 (8/11~16)</li> <li>■ 管内の道路情報板(7箇所)で夏休み期間中の不要不急の外出自粛の呼びかけを表示 (8/11~31)</li> </ul>

機 関	内 容
中播磨県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 姫路総合庁舎(東側壁面)に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出</li> <li>■ FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送 (8/13)</li> <li>■ ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知(メール)による呼びかけ (8/12)</li> <li>■ 公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ (8/11~13)</li> <li>■ コンビニエンスストアへ、店先や路上・公園などでの飲酒禁止の協力依頼 (8/10,12)</li> </ul>
西播磨県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管内の道路情報板を利用した旅行・帰省の自粛呼びかけ (8/7~8/20)</li> <li>■ ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ (8/11)</li> </ul>
但馬県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市街地、観光地の店先、路上等での飲酒等感染リスクの高い行動の状況を調査。必要に応じ、コンビニエンスストア等に店先での飲酒禁止等の呼びかけを依頼 (8/11,12,13)</li> <li>■ お盆前に帰省・旅行等の自粛について、関係団体に対し、会員への呼びかけを依頼</li> </ul>
丹波県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に対して電子メール等により、お盆前に帰省・旅行等の自粛を呼びかけ (8/11~15)</li> <li>■ 公用車により、不要不急の外出自粛、特に帰省・旅行の自粛を呼びかけ (8/11~15)</li> </ul>
淡路県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時緊急車両 (2tトラック) に路上飲酒自粛の掲示を行い、呼びかけメッセージを放送しながら管内を啓発巡回 8/11 午前 洲本市内 8/12 午後 南あわじ市内・淡路市内</li> <li>■ 淡路県民局長・島内3市長の連名により「今必要なのは、一人ひとりが強い自覚を持った感染予防です」を発出し、HP・ひょうご防災ネット・各種広報媒体を活用して住民へ感染防止対策の徹底を要請 (8/5)</li> <li>■ 洲本健康福祉事務所作成の「新型コロナウイルス感染症第5波の感染拡大防止への取組について」を管内の関係団体に発出し、感染防止対策の徹底を依頼 (8/3~8/6)</li> <li>■ 洲本健康福祉事務所作成の「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の医療機関の早期受診の周知徹底について」を管内の関係団体に発出し、感染防止対策の徹底を依頼 (8/10)</li> </ul>